

第1回地球環境建築憲章起草委員会討議メモ

1. 日 時：2000年3月21日(火)10時から

2. 場 所：学会会議室

3. 出席者(敬称略)：

(社)日本建築士会連合会

藤本 昌也、内藤 尚

(社)日本建築士事務所協会連合会

山際 二郎、鈴木 俊夫

(社)日本建築家協会

林 昭男

(社)建築業協会

三島 亨、柴田淳一郎

(社)日本建築学会

仙田 満、秋山 宏

3. 配布資料

資料1 地球環境建築憲章(案)

資料2 地球環境問題に関するJIAの取り組み

資料3 日本建築学会地球環境行動計画ならびに活動方針について

資料4 平成12年度環境の日および環境月間

4. 審議事項

仙田委員より世話団体の立場から議事進行を務めさせていただく旨の挨拶、討議事項として資料1「地球環境建築憲章(案)」について、憲章前文、憲章で謳うべき項目、論調について、6月起草ないし遅くとも年内起草とする日程について、起草案の各団体の機関決定手続きにおける問題点、を検討願いたいとの挨拶の後審議に入った。

1) 起草委員会設置に至る経緯報告

秋山委員から資料3に基づき、「建築学会では1990年からこの問題についての5年間にわたる特別研究を実施し、その実績により常置調査研究委員会の一つとして地球環境委員会が新設され爾来この問題に取り組んできた。1997年にはその成果として、資料3の3ページにあるような「地球環境行動計画」を策定し、学会としてのこの問題に対する基本姿勢・活動方針を明らかにした。さらに1997年12月にはCOP3に向けて学会としての具体目標(LCCO₂ 30%削減、建築物の耐用年数3倍)を会長声明として発表し、その論拠を学会として裏付けるための報告書とりまとめに向けて議論を詰めている。議論の過程で理念的な大きな課題とそれに係わる技術的課題検討の二つの側面を整理しながら議論を深めようとしている。その場合、理念については学会(学術)だけでなく実務(技術)とも共同する必要があるとの認識のもとに、学会から地球環境建築憲章起草を呼びかけることになった。」仙田委員から、「学会としても16の専門分野があり、地球環境問題はかつては環境工学的な見方に偏るが現在は構造から建築計画にいたる分野横断的に大きく見ようとしている。また昨年学会は倫理綱領・行動計画を策定しており、この関連もあって学会としての対応の柱となるべきものが必要であることから、地球環境建築憲章の話が浮上してきた。学会会員は大学、建設業、設計会、官公庁、その他が各1/4ずつの多様な会員構成となっている。この問題は是非とも建築界全体での議論が必要である。各団体の賞もJIAは地球環境賞の新設を検討されており、BCS賞では評価基準に環境への配慮が含まれると聞く。各団体の地球環境問題への歩調もそ

ろってきたと見ている。2000年という節目でもあり、5団体共同でという主旨となった。」と報告。

2) 各団体の地球環境問題への対応

イ) JIAの対応

林委員から資料2により、「10年前から環境問題を担当している。1991年にAIAとの共同声明が発端となり、環境委員会を設置。1993年には建築家としての責任を果たすための環境行動指針を採択。指針を作っただけでなく具体的に何をすることが問われ、具体の設計につなげることが大事であることから、JIAサステナブル・デザインガイドをこれまで3冊刊行して会員に無償配布している。1998年にはJIA25年賞として長い年月を経て設計者・施工者・施主が共同して建物を良好に運営しているものとして香川県文化会館を、1998年には芦屋市民センター「ルナホール」を表彰した。1999年のUIA北京大会ではこれからの建築のあり方(AOF:Architecture of the Future)のシンポジウムを担当している。また7月には環境行動委員会を発足させ、さらに12月には環境建築賞を募集し2000年の秋の大会で決定する予定。建築を社会に定着させてゆくには、市民と専門家集団(設計者・施工者・研究者)が協調する必要がある。JIAとしてはAIJのこの呼びかけは待ってましたという感じ。協調してゆきたい。」と報告。

ロ) BCSの対応

三島・柴田委員から、「BCSは90年に地球環境問題専門委員会を設置し建築として地球環境問題にどう関わり対応するかを検討してきた。現在環境問題は、環境委員会の傘下に環境部会と副産物部会を設置している。BCSとしては現状認識が大事であり、建築が環境に対してどのような負荷を与えどう対応すべきかの視点に立って、環境負荷を設計段階・施工段階の2つの側面で調査している。本年度およそ180棟について詳細データを調査する予定。その他、日本建設業団体連合会では経団連からCOP3後の各業界団体に於ける環境保全活動に対する行動計画を出すよう要請され作成している。さらにNGOやNPOからも温暖化防止に対する目標値を示していない旨の指摘があり対応している。一方会員企業のISO14001認証取得について日本建設業団体連合会、BCS、土木工業協会が共同で調査・研究を行い啓発活動を行っている。BCS会員各社はほぼ取得する方向である。副産物問題に関しては部会に於いて毎年の削減目標を掲げることを検討している。建築の環境負荷を原単位として把握するために産業関連表を用いた調査を行い学会にも発表している。すでに各社ともライフサイクルアセスメントを営業のツールとして使っているのが現状である。建設業における環境問題対応としては、このように具体的に行動をどうするかの段階にきており、これらが憲章に採り入れられることが可能であれば結構である。また設計で負荷を下げる方法もあり、21世紀に向けて市民のライフスタイルを決めて行くのに建築のあり方は大いに関連しており、循環型社会構築の基本となる建築のあり方を検討して行くことが必要と考える。また、BCS設計専門部会には環境研究会があり、環境部会と連携して環境に関する啓蒙活動をしている。」と報告。

ハ) 日本建築士事務所協会連合会の対応

鈴木委員から、「JIA,BCSとも検討が進められてきているが、設計事務所団体として環境問題についての取り組みは遅れている。5団体会長懇談会で申し上げたが、全体の仕上りの構成が前文・憲章本文・行動計画を想定した場合、しからば我が団体として何を行動計画の柱とするかのイメージが浮かばない。憲章を宣言するまでは良いがそのフォローアップが見えない。この委員会での協議で知恵をいただいてこれを各団体の得意の分野で分担するような仕組みになると有り難い。」と報告。

二) 建築士会連合会の対応

内藤・藤本委員から、「具体の行動計画の検討は我が会もしていない。但し菊竹会長は建

築士集団は環境を守る集団であるとの認識している。しかし具体の対応委員会が存在しているわけではない。現在委員会組織の見直し改組を決め、総務企画委員会が環境問題対応委員会と規定したところである。この起草委員会の議論の中で、我が団体としての行動計画のイメージも形成されてくるだろうと考えている。憲章起草の呼びかけが学会からあったことは良いこと。建築界は団体数が多すぎるくらいで、このような機会に諸団体が連合し建築界全体で考え合意形成することが大事である。」との報告。

3) 地球環境建築憲章(案)について(資料1)

仙田委員から資料1について、あくまでたたき台であること、学会では「建築物」という表現を「建築」とすべきとの意見があることなどの紹介があり検討した。

質疑ならびに主な意見は以下の通り。

・憲章の各項目ごとに解説を付す予定か。

憲章だけのつもりであるが、指摘に点も含めて起草委員会で議論したい。また憲章まで5団体が共同起草し、それに沿って各団体で行動計画を策定する方法もある。

・解説を付さないとすれば、憲章本文は精緻な検討が必要だ。

・憲章項目は5ないし7項目の奇数がよい。例えばJIAが「まちづくり憲章」を作ったが、これが建築士全体の目標になり得るなら建築士14万の会員に呼びかけることもできる。その意味でこの憲章は建築界全体が目標とすべき項目とすべき。行動計画については各団体がそれぞれ得意、例えば建築士会は地域密着型団体の特質を行かした、地域住宅を対象とする行動計画を策定することもあり得る。BCSはつくり手としての特質を活かして……。各団体が具体の行動計画・指針を作る方法が良いのではないか。

憲章の7項目に、空間資源の保存の意味をどこかに採り入れたい。

・建築の長寿命化については市民の支持・理解が前提となる。市民が理解しやすいような項目順序の並べ替えも必要。

ライフスタイルに関連して池田委員の意見を伺ったところ、近代技術文明がこの問題を惹起させたとの自覚が必要という意見で、前文2行目「しかしながら……」を「その結果……」とすべきとの意見であった。また建築に関係する人も含めたライフスタイルについても言及すべきとの意見である。

・AIJ3万8千名、士会14万名、JIA7千名、BCS85社という5団体のそれぞれの性格、会員構成、会員数から、各団体の役割分担を見据え憲章に基づく行動計画は各団体に委ねる方法がよい。

・建築士会には青年委員会があり、日頃から何かをしなればという意識は強いが何にして良いのか目標が定まらなかった。建築界全体が取り上げるテーマがあると良い。

・教育についても大きな関わりがある。新築ばかりを想定した教育しかしていない。これからは改修とか町並みとの調和等の教育が重要になる。

・ライフスタイルについては本文第4項に関係付けると、建築を通じて寄与できる。

文体は「……します」という決意表明型もある。

前文の「地球環境建築の想像に取り組みます。」を決意表明型にしてある。

・この7項目を満たすものが「地球環境建築」であるというコンセプト。

各項目にキーワードを入れているが最終的には省くかどうかもご議論したい。

・項目2,4,5は本来建築はこうあるべきというもの、備わっているものと考えられてきた項目。21世紀的課題に対応するなら、1,3,6,7項ではないか。

例えば2項の「健康安全」は、CIAM的な「健康」ではないものと考えている。

・元々健康は建築に深い関わりを持っている。したがって地球環境とは分けるべきではないか。

ただ1項の長寿命も、木材の防腐処理は生態系を壊すという裏腹の状況にある。そこで長寿命だけを謳ってみても……。4項は確かに建築本来のものだが、一方では多様な地域風土に対応するもので、これを同質化してきた反省も含めて謳うべきと考えた。

5項のサステナビリティは次世代を生命力豊かに……。逆にこれを阻害する環境形

成をしていないかという反省と次世代への責任の表明

・近代建築が作ってきた矛盾についての反省があり、7項目には反省が含まれる。生活の質を変える必要がある。多消費への反省がある。自然・人を共生させることで健康・安全に……。近代建築は場所性を無視してきた。生活を建築に置き換えるときに多消費を改める方向で考えると整理できる。

・5項はピンとこない。

・現状認識が大事で、建築は資源、CO₂、廃棄物等の環境負荷を与えてきた。データから環境的側面での現状認識が前提になければならない。例えば、前文2行目は「しかしながら現状では、建築が負荷を与えてきた事実があった……として、そのために……」と続かなければ納得されないし、具体の行動計画につながらないのではないか。

・同感で現状認識が大事。これを前文に置くかバックデータとするかは別としても。

・BCSでは10年前から行っていた地球環境問題との係わりの分析結果を基に1996年(平成8年)に行動計画を策定している。したがってここでこの憲章を出すならば現状認識が前提にないと明確な姿勢が打ち出せないのではないかと思う。現状認識を得るためのデータの検証作業が必要ではないか。

一方、あまり前置きが長くなってもなても憲章でなくなる。建築単体として考えたとき全体の環境との関係を明らかにできない。前置きを精緻にすることは大事であるが……。

・建築が集団として環境に対して自由にやりすぎてきたということ。

・読む人は地球規模で考える。COP3について防腐剤まで考えるかどうか。

・COP3までゆくと設計者は関係なくなってしまう。

建築界全体が教育を含めて関わりがあるということ。建築をつくると言うより建築を通じて人を作るということではないか。地球環境門を中心に置いて21世紀の建築のあり方を訴えること。

・憲章を発表するタイミングだが、じっくり考えるのも良いが骨格の部分が合意できれば発表は早いほうが良い。骨組みを合意した後のフォローアップはこの委員会を継続させ第2段階で……。他の分野は先行的に取り組んでおり、建築分野の対応が遅いとの批判を受けかねない。

・各団体の9~10月の大会において、採択する方法もあり得る。当然共同記者会見ということになる。未だ具体の行動計画の内容がないのでこれを詰めることが、憲章を機関決定する際の決め手になる。

・工法や材料に係わると、この憲章を目標に置いたとき日本の現状の建築生産システムが対応していない。コンストラクションマネジメントが確立されていない。建築界全体が乗り越えなければならない課題であるが……。しかし大きな目標は必要である。

この委員会が行動計画・指針まで作るのは大変。5団体は会員が重複している。まずはそれぞれの立場での行動計画を、次の段階で連携協力ということではないか。

学会内部も核研究分野が分かれており、目標が必要ということになった。一方細部の話もあるということで、全体の目標が必要ということになった。

・BCSとしては日本建設業団体連合会、など関連業界団体の行動計画を集めてみる。

・起草発表時期について、機関決定も含めて感触を得ておきたいが……。

・憲章の対外発表についての機関決定手続きは各団体の判断に委ねて良いのでは。理事会マターか総会マターかは各団体の内部問題として良いのでは。

・6月の共同発表、10月の大会での行動計画採択という手続きも一案である。

・全体の行動計画は整合させる必要はない。時と場合によっては行動計画の追加削除もあり得るといった柔軟な考え方でよい。

6月共同記者発表という案も含めて、次回にはいくつかの日程案を提出する。そのほか、学会では会員に対して、地球環境建築憲章起草の過程をインターネットなどを通じてオープンにし、会員からも意見を募りたいと考えている。各団体に置かれても会員への情報開示についてお考えを伺いたい。

4) 次回開催予定について

次回は1. 地球環境建築憲章(案)について

(各委員の意見、対案を提出いただき検討する)

2. 日本建設業団体連合会など関連業界団体の行動計画について

3. 憲章ならび行動計画・指針の対外発表時期について

4. 会員への情報開示と意見聴取について

とし来る4月4日(火)13時30分から学会会議室にて開催する。

次々回は、4月17日から28日の間で、委員からのアンケートにより決定する。

以 上